

**文部科学大臣杯・国土交通大臣杯
国際交流日本ジュニアヨットクラブ競技会2010**

帆 走 指 示 書

1. 適用規則

- (1) 本競技会には、2009-2012セーリング競技規則に定義された規則(以下規則という)を適用する。ただし、本帆走指示書によって変更されたものを除く。
- (2) 規則42の違反に対しては、付則Pを適用する。
- (3) 使用言語間で矛盾が生じた場合は、英文を優先する。

2. 競技者への通告

競技者への通告は、陸上本部に設置された公式掲示板に掲示される。

3. 帆走指示書の変更

帆走指示書(以下指示という)の変更は、それが発効する当日の08:00までに掲示する。ただし、レースの日程の変更は、発効する前日の17:00までに掲示する。

4. 陸上で発する信号

陸上で発する信号は、次の通りとし、陸上本部前のフラッグポールに掲揚する。

- クラス旗 (音響信号1声) 掲揚 : 当該クラスの出艇を許可する。予告信号は、掲揚40分以降に発せられる。
- L旗 (音響信号1声) 掲揚 : 競技者への通告を掲示した。

5. レースの日程

- (1) 各クラスの予告信号予定時刻は、次のとおりとする。

7月31日(土)

海面	種 目	予告信号予定時刻	
		第1レース	第2レース~第5レース
A海面	セーリングスピリッツ級	09:25	引き続き
	420級	09:25	引き続き
	FJ級	09:25	引き続き
	レーザー4.7	09:30	引き続き
	シーホッパー級SR	09:30	引き続き
	ミニホッパー級	09:30	引き続き
	OP級(上級者)	09:35	引き続き

- * 1 16:00より後に予告信号を発しない。
- * 2 昼食は、レース委員会より別途連絡する。
- * 3 天候等の諸条件により、第6レースを行うことがある。この場合、本部艇にF旗を掲揚し予告信号はF旗降下（音響信号1声）後1分後に発せられる。

8月1日（日）

海面	種 目	予告信号予定時刻	
		第6レース	第7レース
A海面	セーリングスピリッツ級	08:55	引き続き
	420級	08:55	引き続き
	FJ級	08:55	引き続き
	レーザー4.7	09:00	引き続き
	シーホッパー級SR	09:00	引き続き
	ミニホッパー級	09:00	引き続き
	OP級（上級者）	09:05	引き続き
B海面	OP級（初級者）	08:55	引き続き

- * 1 12:00より後に予告信号を発しない。

(2) 引き続きレースを行う場合、本部艇にAP旗（音響信号2声）を掲げる。この場合、引き続き行われるレースの予告信号は、音響信号1声とともにAP旗を降下した1分後に発せられる。引き続きレースを行わない場合には、本部艇にAP旗とH旗（音響信号2声）を掲げる。

6. クラス旗・予告信号旗

艇 種	ク ラ ス 旗	予告信号旗
セーリングスピリッツ級 420級 FJ級	セーリングスピリッツ級旗 420級旗 FJ級旗	FJ級旗
レーザー4.7 シーホッパー級SR ミニホッパー級	レーザー旗 シーホッパー級SR旗 ミニホッパー級旗	レーザー旗
OP級（上級者）	OP級旗（黒色）	OP級旗（黒色）
OP級（初級者）	OP級旗（赤色）	OP級旗（赤色）

7. レースエリア

レースは、A海面（OP級初級者以外のすべてのクラス）およびB海面（OP級初級者）に分けて行う。これらの海面を図—1に示す。

8. コース

- (1) A海面で競技するOP級（上級者）のコースは、スタート⇒①⇒②⇒③⇒フィニッシュとし（図—2—1）、その他のクラスのコースは、スタート⇒①⇒②⇒③⇒①⇒④⇒フィニッシュとする（図—2—2）。
- (2) A海面では、予告信号以前に本部船に最初のレグのおおよそのコンパス方位を掲示する。
- (3) B海面で競技するOP級（初級者）のコースは、スタート⇒①⇒フィニッシュとする（図—2—3）。
- (4) A海面およびB海面ともに、コースのレグは、準備信号の後には変更しない。これは、規則33を変更している。

9. マーク

- (1) A海面：No. 1～No. 3マークには、黄色の円筒形ブイを使用し、No. 4マークには、2本の黒色帯を巻いた黄色の円筒形ブイを使用する。
- (2) B海面：No. 1マークに黄色の円筒形ブイを使用する。

10. スタート

- (1) レースは、規則26を用いて、予告信号をスタート信号の前5分とし、スタートさせる。
- (2) スタート・ラインは、スターボード側の端となる本部艇のオレンジ旗を掲揚したポールとポート側の端となるブイのオレンジ旗を掲揚したポールとの間とする。
- (3) スタート信号から4分以内にスタートしなかった艇は、審問なしにDNS（スタートしなかった）と記録される。これは、付則A4を変更している。
- (4) 予告信号が発せられていないクラスの艇は、コースサイドの外側に出るとともにスタート・ラインからおおむね50m以上離れ、予告信号が発せられたクラスの艇を避けなければならない。
- (5) B海面のスタートに関しては、救助艇が指導することがある。

11. フィニッシュ

フィニッシュ・ラインは、スターボード側の端となる青色旗を掲げた運営艇のオレンジ旗を掲揚したポールとポート側の端となるブイのオレンジ旗を掲揚したポールとの間とする。

12. タイムリミット

- (1) タイムリミットは、当該クラスのトップ艇フィニッシュ後15分とする。
- (2) タイムリミットまでにフィニッシュしなかった艇は、審問なしにDNF（フィニッシュしなかった）と記録される。これは、規則35、付則A4および付則A5を変更している。

13. 抗議と救済要求

- (1) 抗議、救済要求および審問の再開の要求は、陸上本部で用意する所定の書式に記入の上、その日の当該クラスの最終レース終了後60分以内に提出しなければならない。ただし、抗議締切時刻は、プロテスト委員長の裁量により、延長されることがある。抗議締切時刻は、公式掲示板に掲示する。

- (2) レース委員会またはプロテスト委員会による艇への抗議を規則 61. 1 (b) に基づき艇に伝えるために、抗議の公示を抗議締切時刻までに、公式掲示板に掲示する。
- (3) 指示 1 (2) に基づき、規則 42 違反に対するペナルティーを課せられた艇の一覧は、抗議締切時刻までに公式掲示板に掲示する。
- (4) プロテスト委員会は、ほぼ受け付け順に審問を行う。競技者への審問の開始時刻、当事者および証人として指名された者への通告は、抗議締切時刻後 15 分以内に公式掲示板に掲示する。
- (5) 規則 66 に基づく審問の再開は、判決を通告された日の翌日 09:00 までの間に限り求めることができる。ただし、8月1日に行われたレースについては、判決を通告されてから 15 分以内とする。これは、規則 66 を変更している。
- (6) 指示 10 (4)、15、16、17、20 および 22 の違反は、艇による抗議の根拠とはならない。これは、規則 60. 1 (a) を変更している。これらの違反に対しては、プロテスト委員会の裁量によるペナルティー（失格を含む）が課せられることがある。

14. 得点

- (1) いずれのクラスも、7 レースを行う予定であるが、1 レースの完了をもって競技会は成立するものとする。天候その他の理由により、本競技会が成立しない場合でも再レースは行わない。なお、7 レースのレースが完了した場合は、その艇の最も悪いレースの得点を除外して得点を集計するものとする。
- (2) クラブ対抗の順位確定は、レース公示に基づいて行う。

15. 申告

- (1) 出艇・帰着申告は、参加チームの責任者が、自分のチームの全競技者について取りまとめ、署名申告するものとする。
- (2) 出艇申告は、その日の最初のレースの予告信号予定時刻 60 分前から 30 分前までに行わなければならない。
- (3) 帰着申告は、その日の最終レース終了後 60 分以内に行わなければならない。ただし、レース委員長の裁量により、申告締切時刻を延長する場合がある。
- (4) リタイアしようとする艇は、リタイアの意志を付近の運営艇にできるだけ伝えるとともに、参加チームの責任者が、帰着申告の際、リタイアした旨およびその理由を記載し、レース委員会に提出するものとする。

16. 安全規定

- (1) 競技者は、離岸から着艇までの間、ライフジャケットを着用しなければならない。また、浮力装置が膨張式のものである場合は、常に膨張させた状態で着用するものとする。
- (2) B海面のOP級（初級者）の艇には、識別リボンをセールのピークに取り付けるものとする。
- (3) レース委員会は、危険な状態にあると判断したレース艇に対し、リタイアの勧告または強制的に救助を行うことができる。

17. 乗員の交代と装備の交換

- (1) 競技者の交代は、事前に書面によりレース委員会の許可を受けなければならない。
- (2) 損傷または紛失した装備の交換は、レース委員会の承認なしでは、許可されない。交換の要請は、最初の適当な機会にレース委員会に対して行わなければならない。

18. 計測

- (1) 規則78（JSAF規程5）は適用しない。ただし、レース委員会が、競技会期間中に疑義を認め、計測、計量またはその他の手段により性能上著しく有利であることを確認した場合は、当該艇に対して抗議を行うことがある。
- (2) レース委員会は、必要に応じ随時計測を行うことができる。

19. 運営艇

運営艇の標識は、次の通りとする。ただし、これらの標識の誤りは、救済の根拠とはならない。これは、規則62.1(a)を変更している。

本部艇	「JJYU」旗
運営艇	「RC」旗
救助艇	「RESCUE」旗
救護艇	「赤十字」旗
プロテスト委員艇	「JURY」旗

20. サポートボート

- (1) サポートボートは、レース公示に従い競技会参加申込時に所定の様式により、実行委員会からその使用許可を受けなければならない。
- (2) 使用許可を受けたサポートボートには、参加受付時に貸与された緑色旗を掲揚しなければならない。（ポールは当該クラブで用意する）
- (3) サポートボートの乗員数は、救助活動に備え、当該艇定員の1/2（少数以下切り上げ）を越えないこととする。
- (4) サポートボートは、最初にスタートするクラスの予告信号の時刻からすべての艇がフィニッシュするか、またはレース委員会が延期もしくは中止の信号を発するまで、レースエリアに入ってはならない。

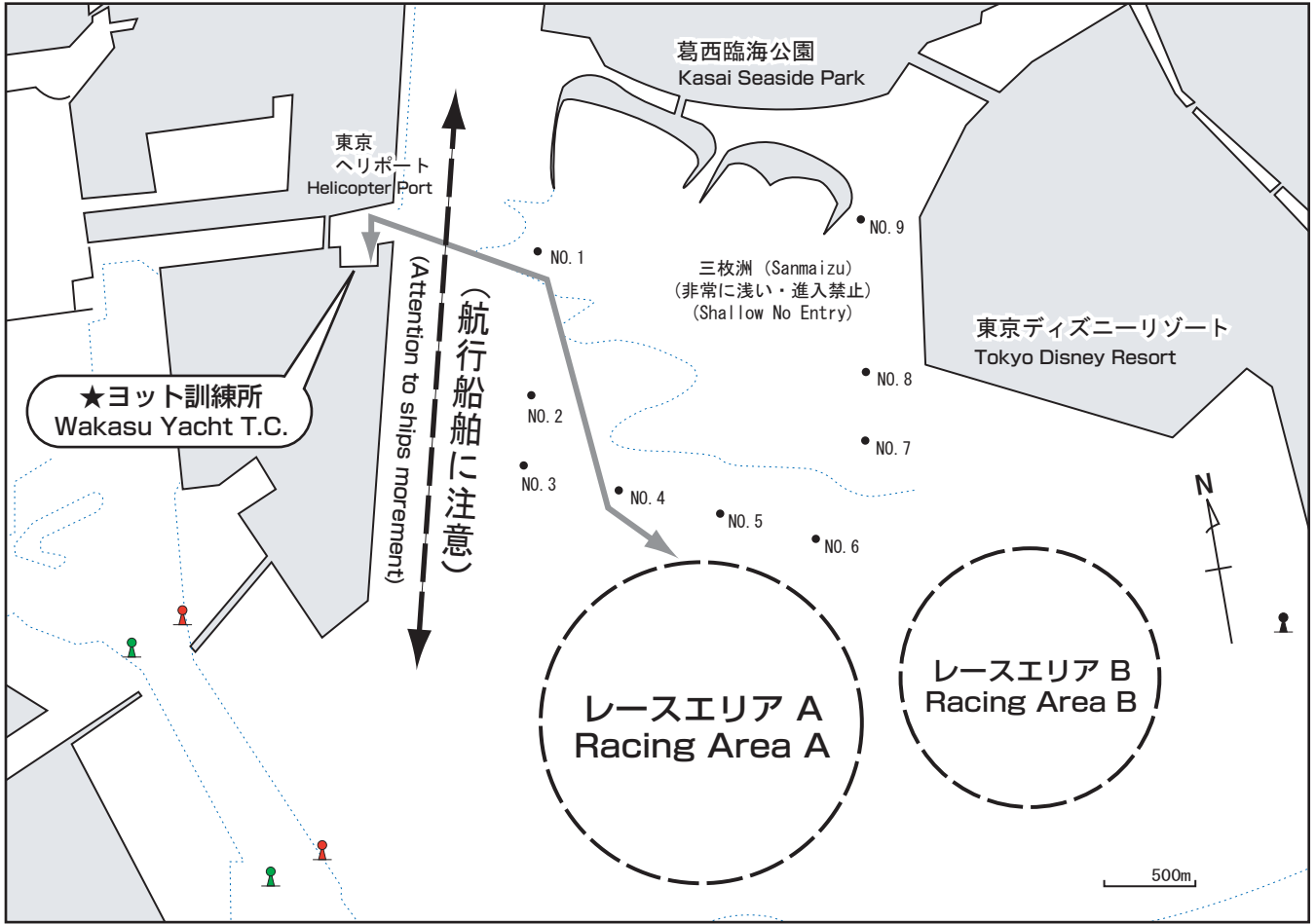
21. 責任の所在

競技者は、完全に自己のリスクで競技会に参加している（規則4参照）。主催者および本競技会に関与するその他すべての団体ならびにこれらに属する役員は、競技会前、競技会期間中または競技会后と関連して受けた物的損傷または個人の負傷もしくは死亡に対する責任を否認する。

22. ごみの投棄の禁止

レース参加艇およびサポートボートは、海中にごみ等を投棄してはならない。

図-1 レースエリア Diagram-1 Racing Area



★ヨット訓練所拡大図 Wakasu Yacht Training Center

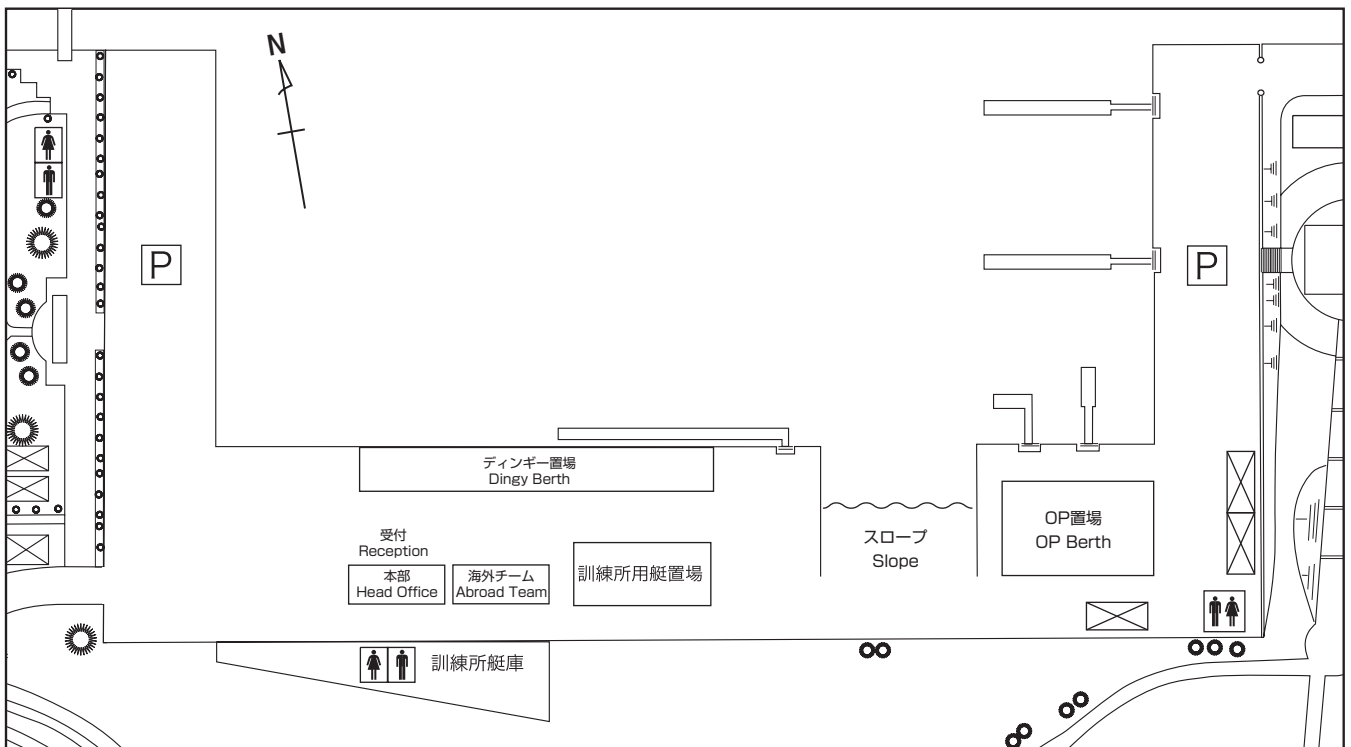


図 2 コース Diagram-2 The courses

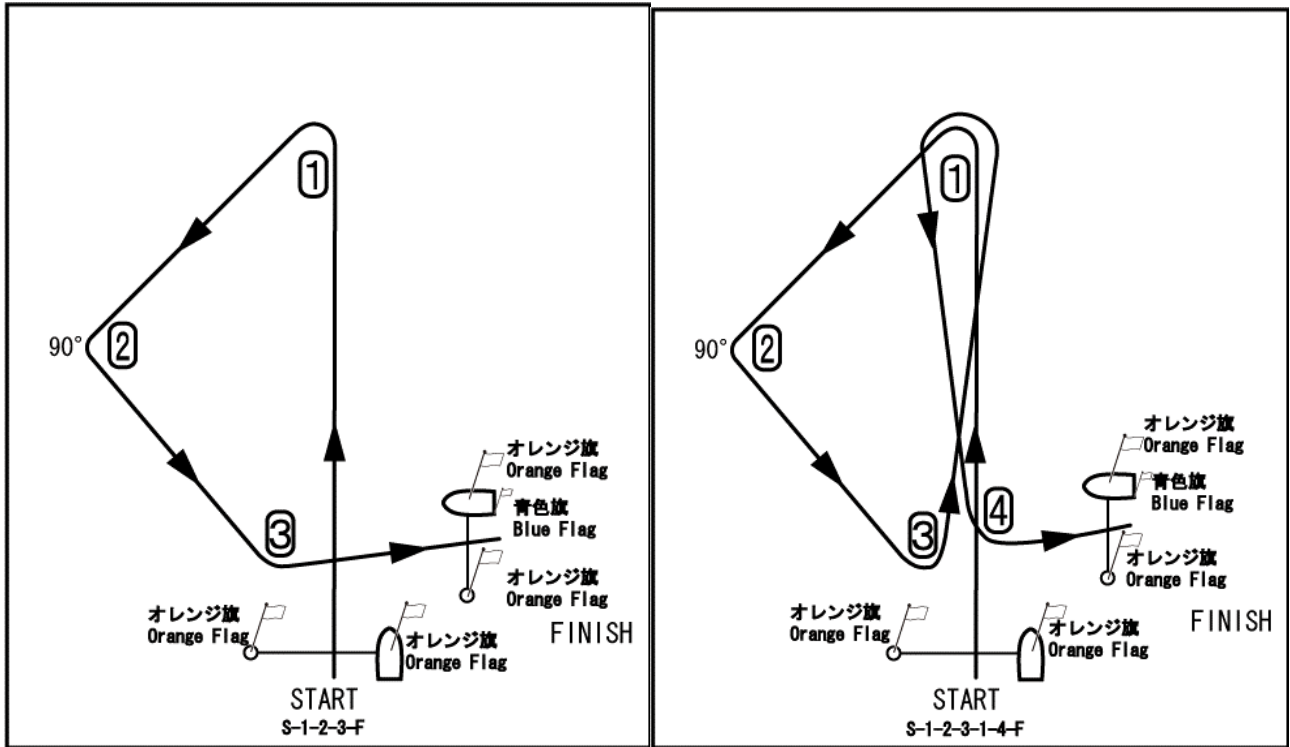


図 2 - 1 OP 級 (上級者)

Diagram-2-1 OP Advanced Class

図 2 - 2 OP 級以外

Diagram-2-2 All Classes except OP Class

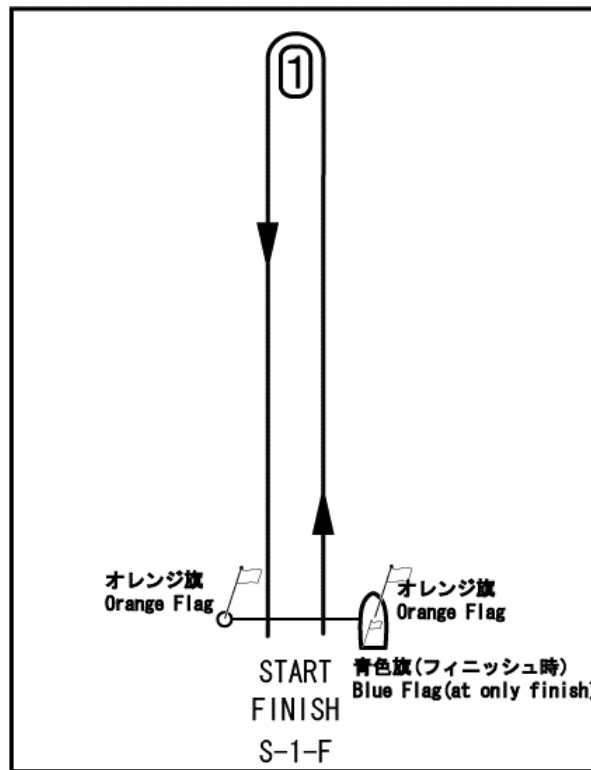


図 2 - 3 OP 級 (初級者)

Diagram-2-3 OP Beginners Class